

第1日

平成24年6月8日（金）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより平成24年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から6月22日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの15日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番村上百合子議員

14番平田梯子議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告10件、議案13件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成24年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会では、報告について10件、専決処分について2件、補正予算について1件、条例の一部改正について3件、工事請負契約の締結について3件、損害賠償について2件、市道路線の認定について1件、広域連合規約の変更について1件、合計23件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から第10号までについて説明申し上げます。

報告第1号平成23年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費使用の報告につきまては、小中学校屋内運動場の改築、大規模改造事業、まちづくり交付金事業、道路整備交付金事業等について繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰り越

し計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第2号平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費使用の報告につきましては、下水道整備事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第3号平成23年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第4号平成24年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第5号平成23年度財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第6号平成24年度財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法243条の3第2項の規定により、財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、御報告申し上げるものであります。

報告第7号平成23年度株式会社ガマダスの決算及び報告第8号平成24年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第9号平成23年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第10号平成24年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第36号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市税条例及び朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第37号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、事業勘定において平成23年度の繰り入れが不足し、この不足分を補てんするため、平成24年度予算において、繰り上げ充用する予算の補正を行う必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第38号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳出として、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの介護施設を整備するための補助金を補正し、その全額について県補助金を歳入として補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億500万円を追加し、予算総額を254億500万円といたしました。

次に、第39号議案朝倉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、出入

国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止されること、住民基本台帳法の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第40号議案長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、長期継続契約を締結することができる契約の契約期間を延長したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第41号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市総合市民センター研修施設第9学習室の用途を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第42号議案から第44号議案までの工事請負契約の締結につきましては、福田小学校屋内運動場改築建築主体工事、久喜宮小学校屋内運動場改築建築主体工事及び南陵中学校屋内運動場大規模改造建築主体工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第45号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した交通事故によって、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第46号議案印鑑破損事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した印鑑破損事故について、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第47号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、立野3号線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第48号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(渡邊義明君) ただいま市長の提案理由の中で、2ページのところで、第37号議案平成24年度朝倉市国民健康保険云々のところで、その次の行です。

事業勘定において平成23年の歳入と言うところを「繰り入れ」と説明いたしました。正しくは、ここに書いてありますとおり、「歳入」の誤りであります。訂正をお願いいたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。15番田中哲也議員。

(15番田中哲也君登壇)

○15番(田中哲也君) 皆さん、おはようございます。それでは、24請願第2号について、御説明を申し上げます。

お手元に資料はあると思いますが、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度の拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願であります。

主な請願の内容につきましては、請願項目がそこに2項目上げてありますが、まず1点、少人数学級を推進すること。これは教育環境を整備するために、30人以下の学級をお願いしたいということであります。

それから2番目には、教育の機会均等と水準を向上させるために、教育費国庫負担を、今まで3分の1でございしますが、2分の1に復元するということであります。

内容につきまして、簡単に御説明を申し上げますが、まず1点目の少人数学級を推進することにつきましては、文部省の調査によりますと、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集につきましては、約6割が小・中・高の望ましい学級規模として、30人以下が適当であろうということが上げられております。

それからまた、2番目の教育費の国庫負担につきましては、小泉首相の三位一体改革で2分の1から3分の1になっておりますことを、現状の地方財政の非常に厳しい中でありますが、それを3分の1から2分の1にもとに戻していただきたいという請願でございます。

以上、あとはこの中に書いてありますように、お読みいただきまして御理解をいただきたいと思います。以上で、簡単ではございますが、説明を終わりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(15番田中哲也君降壇)

○議長(手嶋源五君) 紹介議員の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時15分散会